

平成 29 年 8 月 7 日

御取引先関係会社各位

組合立諏訪中央病院
業務課用度係

臨床現場への立会いに関する基準について（通知）

標記の件につきまして、当院は各臨床現場への事業者の立会いと院内入館に関し、医療機器業公正取引協議会が定めた立会いに関する基準に基づく規定を下記の通り設け実施し皆様方のご協力を頂いておりますが、許可証の受渡しにつきまして規定の変更をさせていただきますので、ご理解とご協力をお願い致します。

なお、下記の事項が守られなかった場合、説明責任を果たしていただく措置を取らせていただく場合がございますので、予めご了承下さい。

記

1. 医療機器の販売を目的とした立会いや当院に対する費用の肩代わりになる立会いは医療関連法規または医療機器業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約により制限されているため、行わないこと。
2. 制限されない立会いについては、1階事務室用度係にて発行される立会い実施確認書を必ず記入すること。
3. 定期的に訪問する医薬品、医療機器及び医療材料取扱業者等（以後、取引先関係会社）は、1階事務室用度係にて立入り許可の登録申請を行い、発行された許可証と身分を明らかにできるものを掲示したうえで地下サービスヤードの業者入口にある受付簿に必要事項を記入し入館許可を得ること。
4. 臨時的に訪問する取引先関係会社は、用度係にて受付簿に必要事項を記入するとともに口頭でも会社名、氏名、訪問理由、訪問先を明らかにし、入館許可を得ること。また、貸与された入館許可証と会社名と氏名がわかるものを必ず掲示すること。
5. 各臨床現場への入退室は各科の手順に従い行うこと。
6. 第4項に該当する取引先関係会社は、退館される際に許可証を用度係に返却すること。
なお、作業等が夜間におよぶ場合は事前に連絡し、業者入口に設置してある既定の場所に返却すること。
7. 立入りの際、患者様やそのご家族にご迷惑のかからないよう配慮すること。
8. 当院の院内規則を遵守すること。
9. 製品説明やカタログ説明を依頼された場合は、必要に応じ薬剤部または用度係へ伝えること。
10. 試供品・デモ機器等を依頼された場合、必ず用度係へ伝えること。（別途手続きが必要）
11. 立会いが有償である場合は事前に企画財政係で契約書等の手続きを行うこと。
12. この規定は平成 29年8月1日より適用とする。

以上